

# 滋賀県制度融資のご案内

## 政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠)

節電やCO<sub>2</sub>削減に取り組む県内中小企業の皆さんを応援するため、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備およびCO<sub>2</sub>排出量削減に必要な設備の導入にご利用いただける融資制度を設けています。

<b>資金使途</b> (※1)	省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の導入を図るための設備資金、およびCO <sub>2</sub> 排出量削減に取り組むために必要な設備資金
<b>融資対象者</b> (※2)	<p>滋賀県内に事業所があり、6ヶ月以上継続して事業を営んでいる中小事業者で、県が行う「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」ムーブメントの取組に賛同するとともに、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 下記(1)(2)(3)に掲げる省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備または蓄電池を導入しようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 熱源設備・熱搬送設備（高効率ボイラー、ヒートポンプなど）</li> <li>イ 空調設備・換気設備（高効率空調、外気冷房システムなど）</li> <li>ウ 給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備（高効率給湯器など）</li> <li>エ 発電専用設備・受変電設備・コーポレート・ソリューション設備 (コーポレート・ソリューション設備、燃料電池など)</li> <li>オ 照明設備（Hf型蛍光灯、LEDなど）</li> <li>カ 昇降機設備（インバータ制御システムなど）</li> <li>キ 建物（高断熱ガラス、建物の断熱強化など）</li> <li>ク BEMS（ビルエネルギー管理システム）</li> </ul> </li> <li>(2) 再生可能エネルギー設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>（例）太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱利用空調システム、太陽熱給湯設備、バイオマス発電設備など</li> </ul> </li> <li>(3) 蓄電池（リチウムイオン電池等）</li> </ul> <p>② CO<sub>2</sub>排出量削減を図るために必要な設備を導入しようとする者</p>
<b>融資限度額</b> (※3)	1,000万円（ただし、蓄電池については8,000万円）
<b>融資利率</b> (※4)	年1.00%
<b>信用保証料</b> (※5)	必要に応じて保証協会の保証つき 保証料率 年 0%～ 1.40%
<b>融資期間</b> (※6)	10年以内（据置2年以内）
<b>担保・保証人</b> (※7)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
<b>受付機関</b>	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
<b>取扱金融機関</b>	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫 京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 同一年度内の利用は、1回限りとします。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。

※6 融資期間は1年以上となります。

※7 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

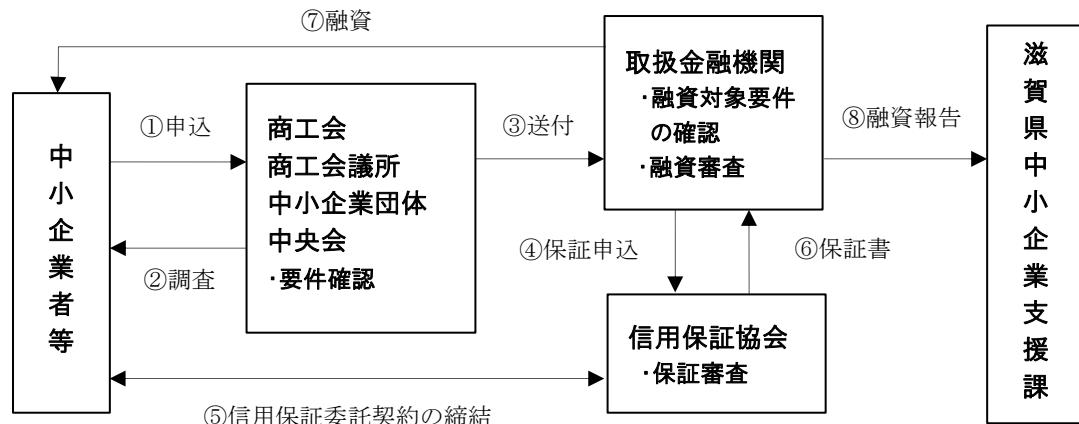
（特記事項）上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

令和6年4月1日現在

## 政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## しが金融ホットライン



融資に関するご相談など  
中小企業の皆様の声をお聞きします！  
また、県の融資制度等について  
具体的な内容等をご説明します！

**電話番号：077-528-3732**

### ※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871